

諮問の趣旨

本市では、1人1日あたりのごみ排出量は大阪府内市町村の中でも非常に多く、一般廃棄物（ごみ）の焼却処理量やリサイクル率、最終処分量においては、計画目標値を下回っております。また、焼却残渣の埋立処分場である大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）では、廃棄物の受け入れを平成39年度で終了予定としていることから最終処分場の余命年度を引き延ばすため、更なるごみの排出量及び焼却処理量の削減が求められております。

一方、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）」に基づく国の基本方針では、市町村の役割として、廃棄物の発生抑制やごみ処理費用の適正負担を目的として、一般ごみ有料化の推進に関する内容が示されております。これらを踏まえ、法第6条第1項の規定に基づき、平成28年3月に改訂した東大阪市一般廃棄物処理基本計画では、「ごみ有料化の導入」を重点プロジェクトとして新たに位置づけ、大型ごみ有料化の早期導入に向け、具体的な検討をしていくこととしております。

そこで、大型ごみ有料化の導入について貴審議会に対し、収集方法や処理手数料の考え方、さらに手数料の徴収方法、市民の方々への周知方法等を含めて意見を求めるものです。